



# 神崎市男女共同参画基本計画

## ・DV被害者支援計画

【平成27年度～平成31年度】

平成27年3月

神 崎 市





# はじめに

私たちが目指す男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。さらに、責任を分かち合いながら、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できる社会です。

この男女共同参画社会の実現、及び男女の人権の擁護に向けて、本市は、平成 22 年 3 月に、「神崎市男女共同参画基本計画・DV 被害者支援計画」を策定し、様々な活動を展開してきました。

しかしながら、少子高齢化の進行、未婚・離婚などによる単身世帯の増加などの家族形態の変化や、男女の生活の多様化が進む一方で、依然として、これまでの社会制度や慣行が残り、女性の社会進出を妨げている状況にあります。

今年度、計画の改定時期を迎え、男女共同参画における本市の実態を詳細に把握するために、平成 26 年度に「神崎市男女共同参画市民意識調査」を実施し、さらに、これまでの施策の実施状況等を踏まえて、今年度、新たに「第 2 次神崎市男女共同参画基本計画・DV 被害者支援計画」の策定を行いました。

今後も本計画を実現するために、市民の皆様と共に推進していきます。

平成 27 年 3 月

神崎市長 松本 茂幸

# — 目 次 —

第1章 神崎市男女共同参画基本計画 .....	1
1. 神崎市男女共同参画基本計画について .....	1
(1) 計画策定の目的 .....	1
(2) 計画の性格と位置付け .....	1
(3) 計画の期間 .....	2
2. 計画策定の基本的考え方 .....	3
(1) 基本理念 .....	3
(2) 計画の体系 .....	3
(3) 体系図 .....	4
3. 具体的取り組み .....	5
《基本目標1》人権尊重と男女共同参画の意識づくり .....	5
《基本目標2》仕事と家庭における男女共同参画の推進 .....	11
《基本目標3》男女のパートナーシップにより進めるまちづくり .....	17

## 第2章 神崎市 DV 被害者支援基本計画.....21

### 1. 神崎市 DV 被害者支援基本計画について.....21

(1) 計画策定の目的 ..... 21

(2) 計画の性格と位置付け ..... 22

(3) 計画の期間 ..... 22

### 2. 計画策定の基本的考え方 ..... 23

(1) 基本理念 ..... 23

(2) 計画の体系 ..... 23

(3) 体系図 ..... 24

### 3. 具体的取り組み ..... 25

《基本目標1》啓発・教育による暴力を許さない社会づくり ..... 25

《基本目標2》DV被害の通報及び被害者の相談体制づくり ..... 27

《基本目標3》保護・自立における支援体制づくり ..... 29

《基本目標4》被害者の安全・安心に配慮した支援体制づくり ..... 31

◎神崎市男女共同参画基本計画の目標値 ..... 35

#### 資料

1. 策定の経緯 ..... 36

2. 審議会委員名簿 ..... 37

3. 用語解説 ..... 38

4. 相談機関 ..... 40

5. 男女共同参画社会基本法 ..... 41

6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律  
(DV防止法) ..... 47

◎参考資料

神崎市市民意識調査報告書（別冊）



# 第1章 神崎市男女共同参画基本計画

## 1. 神崎市男女共同参画基本計画について

---

### (1) 計画策定の目的

本市は、平成19年12月に「神崎市総合計画」を策定し、「自然と歴史と人が輝く未来都市」をキャッチフレーズに掲げ、計画的・総合的かつ持続的な行政運営を推進しています。さらに、平成24年度に後期基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現へ向け、「男女共同参画社会の推進」という基本施策を掲げ、各種施策を推進してきました。

しかしながら、女性の様々な分野への参画や就労、仕事と生活の調和、市民の意識、配偶者等からの暴力などにおいて、様々な課題が残っているのが現状です。

今回の「第2次神崎市男女共同参画基本計画」は、総合計画に基づき男女が互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため推進していく施策の指針として定めるものです。

### (2) 計画の性格と位置付け

- ① 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ② 本計画は、国・県の男女共同参画基本計画との整合を図りつつ策定するものです。
- ③ 本計画は、「神崎市総合計画」に基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成26年7月～8月に実施した「男女共同参画社会の実現に向けた神崎市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）の結果や「神崎市男女共同参画審議会」の提言など市民の意見を反映して策定するものです。

※「男女共同参画社会基本法」については、資料参照

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。  
ただし、社会経済状況の変化等を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。





## 2. 計画策定の基本的考え方

---

### (1) 基本理念

- ① 男女がともに個人として自立し、社会のあらゆる分野に平等に参画できるよう、女性の社会参加のための支援や啓発体制づくりを進め、男女共同参画社会の実現に努めます。
- ② 学校や地域社会などにおいて、男女共同参画に関する教育の啓発・広報活動を推進します。
- ③ 政策や方針を決める過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会や委員会などへの女性の委員の登用を促します。

### (2) 計画の体系

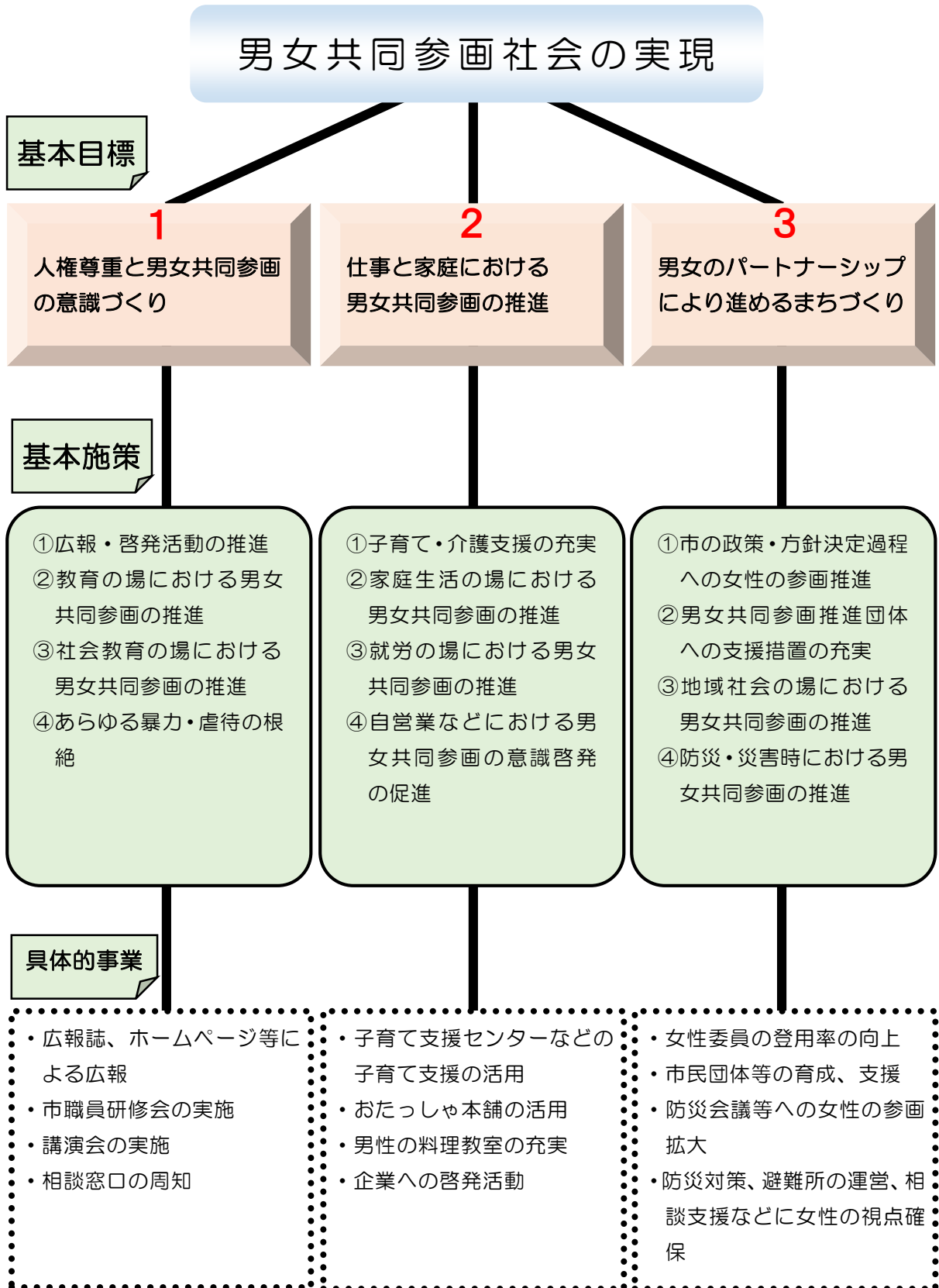
《基本目標1》 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

《基本目標2》 仕事と家庭における男女共同参画の推進

《基本目標3》 男女のパートナーシップにより進めるまちづくり



(3) 体系図



### 3. 具体的取り組み

#### 《基本目標1》人権尊重と男女共同参画の意識づくり

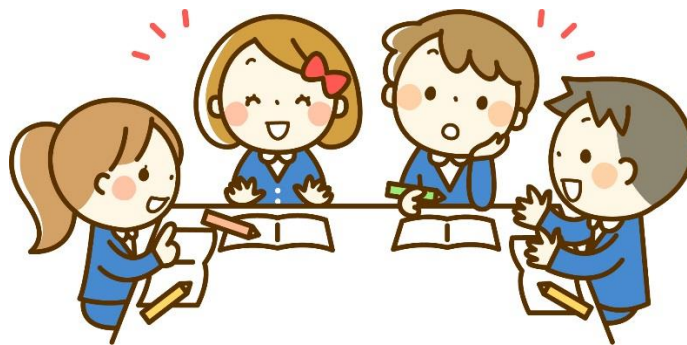
男女共同参画社会づくりは、非常に広範囲に及んでいます。行政の推進活動による環境の整備や制度確立だけでなく、市民一人ひとりの意識改革や行動が伴ってこそ実現されるものです。しかし、男女共同参画というと、男性が家事や育児に協力すること、女性が男性と同等に働くことなどと表面的に受け止められている傾向が未だにあります。

男女共同参画の実現に向け、お互いの人権を尊重し、これまでの慣習や社会制度にとらわれることのない意識づくり、被害者支援の充実と被害の根絶によるだれもが暮らしやすいまちづくりを進めていくことが必要となっています。

これらの問題を解決するため、「基本目標1」では次の4つの基本施策を掲げました。

#### 基本施策

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 教育の場における男女共同参画の推進
- ③ 社会教育の場における男女共同参画の推進
- ④ あらゆる暴力・虐待の根絶



## 【基本施策① 広報・啓発活動の推進】

### ＜現状と課題＞

今年度実施した市民意識調査では、男女共同参画社会関連用語の認知状況各関連用語について最も知られているのは「セクシュアル・ハラスメント」で60.4%となっています。平成21年度に実施した市民意識調査（以下、「前回調査」という。）では、63.0%であり、ポイントが下がっています。

また、「セクシュアル・ハラスメント」以外の項目は、いずれも半数以下の割合であり、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」及び「次世代育成支援対策推進法」以外は、前回調査よりポイントが下がっており、内容の理解が十分に進んでいないことが明らかとなりました。

国が力を入れて推進する「仕事と生活の調和」は、ポイントが8.7%から12.8%へポイントが上がっていますが、また低い割合に留まっています。

男女共同参画に関する認識を深め、定着させていくため、今後も市民情報を収集・分析し、広報啓発活動を展開していく必要があります。

具体的施策	所管課
<p><b>(1) 広報・啓発活動の推進</b></p> <p>男女共同参画に関する情報を収集し、市の広報媒体（市報、ホームページ）等を活用した市民や企業・市民団体等へ男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。さらに、広報紙やホームページなどの従来からの媒体に加え、ラジオやケーブルテレビなどの音声・映像媒体を用いた広報・啓発を行います。また、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めます。</p> <p>平成26年度からはじまった人権啓発講演会の充実を図り、人権問題の啓発の推進に努めます。</p>	市長公室
<p><b>(2) 市職員研修会の実施</b></p> <p>男女共同参画の理解を深め意識改革を図るため、市職員に対し、職員研修を実施するとともに、国・県、市民団体等が主催する講演会や研修、イベントの周知と積極的参加を呼びかけます。</p>	総務課 市長公室

## 【基本施策② 教育の場における男女共同参画の推進】

### ＜現状と課題＞

市民意識調査の結果を見ると、男女の地位の平等感について「平等」と答えた人の割合が最も高かったのは、男女とも「学校教育の場」となっています(女性42.5%、男性56.5%)。しかし、前回調査よりポイントは下がっています。学校教育の場での「平等化」が進んでいないことがうかがえます。

また、性別による固定的な役割分担意識は、家庭の中で幼い時から形成され、その後の人格形成に大きな影響を与えることが多いと言われています。将来を担う子ども一人ひとりが、性別にとらわれずその個性を伸ばし、能力を発揮できるように、幼児期から男女共同参画意識を育むことが大切です。

そのためには、今後も、子どもに接する機会の多い保育士や教職員への研修を通して意識の浸透を図ることが必要であります。

具体的施策	所管課
<p><b>(1)幼児教育・学校教育における男女共同参画の推進</b></p> <p>幼児期から、共感や思いやりの気持ちを育むとともに、個性を大切にした教育の推進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。</p> <p>家庭科教育などを通じた性別による固定的役割分担意識の解消を推進します。</p> <p>また、管理職(校長・教頭)への女性の積極的登用など、学校運営における男女共同参画を推進します。</p>	<p>福祉課 学校教育課</p>
<p><b>(2)教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進</b></p> <p>男女共同参画の視点に立った意識や知識を深めるため、教育関係者や保護者に対し、情報提供や研修会、講演会等の充実に努めます。</p>	<p>学校教育課 市長公室</p>





### 【基本施策③ 社会教育の場における男女共同参画の推進】

#### ＜現状と課題＞

市民意識調査の結果を見ると、男女の地位の平等感について、「社会通念・観衆・しきたりなどで男性の方が優遇されている」と回答した割合は、「どちらかといえば」も含めると女性は65.3%、男性は61.1%となっています。前回調査と比較して女性が65.4%、男性が62.5%となっており、男性がやや増えており、改善がみられません。

社会制度や慣習・慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものです。男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に中立に機能していない場合があります。そのため、社会制度や慣習・慣行が固定的な性別役割分担意識にとらわれていないか、検証することが必要になってきます。

少子高齢化の進展・国際化・情報化など社会情勢の急速な変化に伴う価値観の多様化など、社会的な課題に対応していくためにも、誰もがその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成が必要です。

具体的施策	所管課
<b>(1)社会教育における男女共同参画の推進</b> 社会教育においても、「人権・男女平等・平和」意識の啓発促進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。	社会教育課 市長公室
<b>(2)固定的性別役割分担意識の解消の促進</b> 性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるような講座を開催し、世代や性別を越えた意識改革を図ります。	市長公室 社会教育課
<b>(3)女性リーダーの育成</b> 地域活動において女性の積極的な参加と女性の意見の反映を促進するため、地域女性リーダー研修や学習会を実施し、地域役員等においても女性の割合が高まるよう啓発活動に努めます。	市長公室 社会教育課 健康増進課 福祉課 高齢障がい課
<b>(4)男女共同参画に向けた講演会など情報提供の推進</b> 地域社会における男女共同参画の促進に向け、講演会や学習会の情報提供を広く行い、積極的な参加を促進します。また、国や県が主催する講演会や学習会の情報提供もあわせて行います。	市長公室

## 【基本施策④ あらゆる暴力・虐待の根絶】

### ＜現状と課題＞

男女があらゆる分野で対等なパートナーとして活動するためには、女性に対する暴力を許さない環境づくりが不可欠です。家庭・学校・地域社会で女性に対して身体的、精神的、性的な暴力や苦痛をもたらすセクシュアル・ハラスメントやDV等は、卑劣な犯罪であり、これらは、女性に恐怖心や不安を与え、女性の活動を束縛し、自身を失わせます。そのことは、人間の尊厳にかかわる重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。あらゆる暴力や虐待を根絶する意識が市民一人ひとりに浸透するよう積極的な取組が必要です。

具体的施策	所管課
<p><b>(1)あらゆる暴力・虐待の根絶のための啓発</b></p> <p>人権が尊重され、基本的人権として、侵しえないものであることを市の広報媒体（市報、ホームページ）等を活用して広報・啓発を推進します。また、人権擁護委員や民生委員・児童委員など地域の関係者と連携をとり、積極的な広報活動を行います。</p>	<p>市長公室 福祉課</p>
<p><b>(2)若い世代に対するDV防止教育の推進</b></p> <p>将来の被害者や加害者の発生を防止するため、若い世代に対し発達段階に応じたDV防止教育を推進します。DVやデートDVに関する理解を促進するため、出前講座を実施します。</p>	<p>学校教育課 福祉課</p>
<p><b>(3)児童虐待防止対策の推進</b></p> <p>11月の「児童虐待防止推進月間」と11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」とをあわせて、集中的な広報・啓発活動を実施します。</p> <p>① 子どもの人権についての啓発の充実</p> <p>子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が阻害されないよう、子どもの人権啓発を学校、人権擁護委員などと連携して推進します。</p> <p>②地域で見守る体制づくりの推進</p> <p>乳幼児健診等の中で、子育てに対する不安や子育てに困難を抱く親の早期発見に努めていくとともに、学校・保育園・児童相談所等との連携を強化し虐待の防止を図ります。</p>	<p>福祉課 健康増進課 学校教育課 市長公室</p>
<p><b>(4)女性相談専門窓口の設置及び被害者の自立支援</b></p> <p>女性相談専門窓口の設置や学校、警察、病院など関係機関との連携を図り、被害者の自立支援を行います。</p>	<p>福祉課 学校教育課 社会教育課</p>

<p><b>(5)相談窓口の周知</b></p> <p>女性相談専門窓口について、相談内容や開催日等を一人でも多くの人の目に触れるように、市の広報媒体（市報、ホームページ）等を活用して、更なる周知徹底を図ります。</p> <p>また、相談窓口を記載したカード、リーフレットなどを作成し、市民の方をはじめ、民生委員・児童委員などに配布します。</p>	<p>市長公室 福祉課</p>
--	---------------------



## 《基本目標2》仕事と家庭における男女共同参画の推進

社会環境が急激に変化する中、個々の個性や能力を発揮し、家庭生活や地域活動に積極的に参画できる社会の形成が大切になってきます。

就労の場においては、法制度の整備が進み、女性の社会進出が進んでいるといわれていますが、雇用形態を見ると近年、非正規職員化が急速に進み、特に賃金面については、依然として大きな男女間格差が存在するなど、実際には男女の均等な雇用機会と待遇が十分確保されていない状況にあります。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策と相談体制の整備など、雇用管理の改善も必要となっています。市民意識調査では、「男女雇用機会均等法」については、「内容を知っている」人の割合が最も多くなっていますが、「育児・介護休業法」については、「聞いたことはあるが内容は知らない」と「知らない」という人の割合が59.9%と高くなっています。

近年、内閣府等政府機関において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を強く推進していますが、市民意識調査では「知らない」と答えた人が42.4%であり、必ずしも認知・理解が進んでいるとはいえません。

このような状況から、男女の雇用機会の均等が確保され、女性の能力が十分発揮できる働きやすい職場にするためには、企業に対して雇用形態や職場における男女間の差別的慣行を見直すよう働きかけ、啓発に努めていくことが必要であります。

この問題を解決するため、「基本目標2」では次の4つの基本施策を掲げました。

### 基本施策

- ① 子育て・介護支援の充実
- ② 家庭生活の場における男女共同参画の推進
- ③ 就労の場における男女共同参画の推進
- ④ 自営業などにおける男女共同参画の意識啓発の促進

## 【基本施策① 子育て・介護支援の充実】

## ＜現状と課題＞

市民意識調査によると、「男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために必要な条件」としては、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」48.3%、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」40.8%、「地域や職場内の保育施設の充実や保育時間の延長など、保育サービスを向上すること」35.8%となっています。女性の場合は、「在宅勤務・フレックスタイム制度の導入」「現行制度の利用しやすい環境の充実」も重要視されています。

また、「男女が仕事と家庭を両立しながら子育てしやすい環境づくりのために有効なこと」については、「保育施設の拡充など、子育て支援サービスの推進」「育児休業、子どもの看護休暇制度の普及」が高く、特に男性の場合、「教育に伴う経済的負担の軽減」「残業を減らすなど、男性を含めた働き方の見直し」も高くなっています。また、「子育てバリアフリーの整備」などの「地域ぐるみの応援、支援体制」が有効と考えているという傾向が見られます。

具体的施策	所管課
<b>(1)子育て支援センター等を活用した子育て支援の充実</b> 多様なライフスタイルに対応した、保育サービスの充実など、子育て支援策の充実に努めます。男女が共に働き続けるため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後時保育などを行います。	福祉課
<b>(2)放課後児童対策（学童保育）の実施</b> 昼間、家庭に保護者が不在の児童（小学校1年生～6年生）に対する学童保育の充実を図ります。	社会教育課
<b>(3)子育て等の講座の実施</b> 子育て等の講座を実施し、意識啓発や情報提供を行い、父親の積極的な子育て参加を推進します。	社会教育課 福祉課
<b>(4)男性の育児休業取得に関する制度や情報の提供</b> 企業や事務所に対し、男性の育児休業取得に関する制度や情報を提供し、男性の育児休業取得の促進に努めます。	福祉課 市長公室
<b>(5)地域包括支援センターを活用した介護支援の充実</b> ①介護は性別や年齢に関係なく、家族全員、社会全体で行うという意識のもと、高齢者・障害のある人の介護サービスや介護予防相談及び介護教室を開催し、意識の啓発と介護者の負担軽減を更に強化します。 ②在宅介護・福祉サービスの周知と介護予防事業の実施を一層推進します。	高齢障がい課



## 【基本施策② 家庭生活の場における男女共同参画の推進】

### ＜現状と課題＞

市民意識調査において、家庭内の役割分担を見てみると、「掃除・洗濯」「食事のしたく」「食事のあとかたづけ」「日々の家計管理」など、毎日繰り返し行う家事については、「主として妻・母親の役割」「どちらかといえば妻・母親の役割」をあわせると、70%以上と高い割合となっています。

一方、「子どもの世話・しつけ」「親の世話（介護）」「近所づきあい」では、「両方同じ程度の役割」と答えた人が最も多くなっています。

毎日繰り返し行う家事への男性の積極的な参画を促進し、家事分担の慣行見直すことで男女が協力し理解し合える意識を育てる必要があります。

具体的施策	所管課
<p><b>(1)男性の家事・子育て・介護等への参画促進</b></p> <p>家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。</p> <p>男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会を開催し、男性の家事等への参画促進を図っていきます。</p>	<p>市長公室</p> <p>福祉課</p> <p>高齢障がい課</p> <p>社会教育課</p>
<p><b>(2)固定的な性別役割分担意識の解消と支援の充実</b></p> <p>市の広報媒体（市報、ホームページ）やパンフレット等を活用し、家事などでの固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。</p>	<p>市長公室</p> <p>社会教育課</p>



### 【基本施策③ 就労の場における男女共同参画の推進】

#### ＜現状と課題＞

働くことは生活の経済的な基盤であるとともに、人々が生きがいを感じ、個人としての自立や自己実現を図るために不可欠な要素です。それは男女ともに平等に与えられた権利であり、日本国憲法においてその権利と義務が明文化されています。さらに、近年は男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法的整備も充実してきました。

市民意識調査では、女性が職業を持つことについて、全体では「子どもができれば職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」と考える人が49.2%で、次いで「ずっと職業をもっている方がよい」が35.5%となっており、男女間において、その考えに大きな差は見られません。

就労の場における男女共同参画を促進するためには、男女が共に育児・介護休業を取りやすい職場環境づくり、セクシュアル・ハラスメントの生じない職場環境づくりが必要であり、事業主や職場管理者また労働者に対し、男女共同参画社会基本法の趣旨を周知し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする働き方の見直しが必要であります。

具体的施策	所管課
<b>(1)企業へ情報の提供など啓発活動</b> 市内企業に対し、職場における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発や労働時間等設定改善法に基づく労働時間短縮や男性職員の育児休業が図られるよう、市の広報媒体（市報、ホームページ）やパンフレット等を活用し、普及・啓発に努めます。	市長公室 福祉課 商工観光課
<b>(2)労働条件改善のための環境整備の推進</b> 市の広報媒体（市報、ホームページ）等を活用し、パートタイム労働法に関する法律などの情報提供を行います。	市長公室 福祉課 商工観光課
<b>(3)女性の就労・能力開発のための支援</b> 女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。また出産や育児などで、離職した方が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。	市長公室 福祉課 商工観光課 総務課
<b>(4)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</b> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、市内企業への働きかけを促進します。	市長公室 福祉課 商工観光課

<p><b>(5)職場における暴力の根絶</b> 市の広報媒体（市報、ホームページ）やパンフレット等を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を行います。また、対応策や相談窓口についての情報提供などに努めます。</p>	<p>市長公室 福祉課 商工観光課</p>
--	-------------------------------



## 【基本施策④ 自営業などにおける男女共同参画の意識啓発の促進】

### ＜現状と課題＞

商工業、農業等の自営業においては、職場と生活の場とが密着しているため、労働時間や労働条件などが曖昧になりやすい状況にあります。家事も労働もという負担を強いられる反面、働くことに対する応分の報酬が得られにくい状況などが多くの場合想定できます。

農業の場合、家族全員が就労条件や経営への参画、生活の役割分担等に関する取り決めを行う「家族経営協定」の締結が推進されています。神崎市では、現在100世帯で家族経営協定が締結されており、農作業や家事、育児、介護等の労働を認め、経営改善と男女共同参画の促進が図られています。

重要な担い手である後継者や配偶者の労働が正しく評価・認識され、積極的な経営への参画促進と地位向上を図るための支援が必要です。

具体的施策	所管課
<b>(1) 農林業及び商工業など自営業における女性参画の推進</b> 女性の農林業・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための研修会や女性のエンパワメントを目的とした学習会を開催し、女性リーダーや女性起業家の更なる育成に努めます。	商工観光課 農政水産課 林業課
<b>(2) 「家族経営協定」締結等の推進</b> 農業の家族従事者の労働条件が改善されるよう「家族経営協定」の締結を推進します。 家族が共に生きがいを持って働き、生活できるよう就業条件の整備や環境の整備などの推進を図ります。	農政水産課 農業委員会

## 《基本目標3》男女のパートナーシップにより進めるまちづくり

調和の取れた社会を実現するためには、男性も女性も共に様々な分野に参画し、パートナーシップによりまちづくりを進めていくことが必要です。

神崎市総合計画では、各種審議会・委員会等への女性の登用率を平成 24 年までに 25.0%、平成 29 年度までに 40.0%を目標に掲げ推進しています。

神崎市においては、平成 26 年 4 月 1 日現在、各種審議会・委員会等への女性の登用率は 20.0%となっており、県内他市（30%以上）と比較してかなり低い現状にあります。

女性の参画する機会を少なくさせている大きな原因は、女性を男性の補佐的役割に固定化しようとする性別役割分担意識が根強く存在していることが考えられます。また、専門分野によっては性別による偏りのため女性の参画が進まない分野が存在することから、慣習や慣行、固定的な性別役割分担に対する市民意識を変えていくことが重要であります。

防災の分野において、男性が中心となって推進されてきた背景から、女性の視点が欠けていることが、東日本大震災に関する国の調査等で指摘されています。

この問題を解決するため、「基本目標3」では次の4つの基本施策を掲げました。

### 基本施策

- ① 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進
- ② 男女共同参画推進団体への支援措置の充実
- ③ 地域社会の場における男女共同参画の推進
- ④ 防災・災害時における男女共同参画の推進



## 【基本施策① 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進】

### ＜現状と課題＞

市の政策や方針等を決定する過程で、女性の意見を反映させることは当然の姿でありながら、神崎市においては現在、女性の参画比率が低い状態にあります。

政策や方針等を決定する場に女性の参画推進を図るためには、特に女性の枠を設け、女性の能力発揮のための支援やポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組み、固定的性別役割分担を是正し、広く女性を登用できるようにすることが必要です。

具体的施策	所管課
<b>(1) 審議会委員の登用率の向上</b> 女性委員のいない審議会・委員会等を解消するために委員改選時に女性参画を促進し、積極的な登用に努めます。	市長公室 総務課 関係各課
<b>(2) 女性職員の登用促進</b> 職場における女性の採用拡大や、女性の管理職への登用等、積極的な改善措置の周知及び取り組みへの働きかけを行います。	総務課
<b>(3) 地域における女性リーダーの養成</b> 男女共同参画を推進する女性リーダーの養成のための学習会や研修会を開催します。県などが実施する女性リーダー育成の研修会等の情報提供を行います。	市長公室 社会教育課

## 【基本施策② 男女共同参画推進団体への支援措置の充実】

### ＜現状と課題＞

現在、市内には男女共同参画を推進する市民団体が1つあり、活発に活動されています。

男女共同参画に対する取り組みを更に広めていくためには、市民団体の育成や支援を継続的に行っていく必要があります。

具体的施策	所管課
<b>(1) 男女共同参画推進市民団体の育成・支援</b> 男女共同参画社会を推進するため、市民団体等の育成・支援を継続的に行っていきます。	市長公室

### 【基本施策③ 地域社会の場における男女共同参画の推進】

#### ＜現状と課題＞

市民意識調査によると、地域活動への参加率は、「自治会・婦人会・老人クラブなどの活動」44.6%、「趣味・教養・スポーツなどの活動」26.0%、「環境保全に関する活動」24.6%となっています。

また、地域活動における男女差について具体的に「男女差を感じること」で最も多いのは、「役職について」31.9%、次いで「区役について」24.4%となっており、役職は男性が担うことが多いようです。

このことは、私達が身近に生活する地域社会において、依然として男女の性別役割分担意識による慣習やしきたりが根強く残っていることをあらわしており、様々な機会をとらえて、男女共同参画の啓発を行う必要があります。

また、中高年やこれから定年を迎える団塊の世代等を対象にした学習機会の提供が必要であり、地域で率先して男女共同参画を進めるリーダーの養成も大きな課題です。

具体的施策	所管課
<p><b>(1)地域への女性参画の促進</b>                      地域活動団体等における代表者や役職者等の企画決定の場への女性の参画促進を行います。</p>	市長公室 社会教育課
<p><b>(2)積極的に参画できる環境づくり</b>                      性別による役割分担意識や慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女の相互理解のもと、それぞれの個性を發揮しながら、男女が対等な立場で意思表示や意思決定をし、責任分担等を目指せるよう啓発に努め、女性自ら積極的に参画できる環境づくりに努めます。</p>	市長公室 社会教育課

## 【基本施策④ 防災・災害時における男女共同参画の推進】

### ＜現状と課題＞

2011年（平成23年）の東日本大震災において、「女性だから」ということで、当然のように食事準備や清掃等に女性が割り振られたりしたところも見られ、避難所においては、授乳や着替えのための場所がないことや生活必需品が不足するなどの報告があります。

このような過去の災害対応における経緯をもとに、国は2013年（平成25年）5月31日に、「男女共同参画の視点からの防災・復興取組指針」を定めました。この中で、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

本市においても、集中豪雨による自然災害等が起きる頻度が高くなっており、市民の防災に関する意識が高まりつつあります。このような背景のもと、防災における男女共同参画の推進が重要な課題となっており、政策や方針決定に男女の関わりが求められています。

具体的施策	所管課
<p><b>(1) 防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大</b> 市の防災会議、災害時の災害復興対策の検討に女性委員等の参画を拡大します。また、自主防災組織の構成員に女性を配置するよう地域に呼びかけます。</p>	<p>防災危機管理課 市長公室</p>
<p><b>(2) 防災対策、避難所の運営、相談支援などに女性の視点の確保</b> 防災用物資の備蓄、避難計画等の検討に女性の参画を推進します。また、女性消防団員の確保に努め、防災対策における女性の活躍を推進します。 避難所の運営や被災者支援等においては、男女でニーズの違いがあるため男女双方の視点に配慮した取り組みが必要となるため、避難所の運営、相談支援の担当責任者に女性を配置するよう努めます。</p>	<p>防災危機管理課 市長公室</p>



## 第2章 神崎市 DV 被害者支援基本計画

### 1. 神崎市 DV 被害者支援基本計画について

---

#### (1) 計画策定の目的

DV（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。DV は、被害者の身体や精神に大きなダメージを与えるだけでなく、その家庭で育つ子どもにまでも暴力が及ぶことが少なくなく、DV と児童虐待の関連の深さは多くの関係者が指摘するところであり、また、DV を目撃した子どもの心に傷を残すなど、子どもの成長への影響も懸念されています。

被害者は、多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなります。同時に、DV は被害者の心身のみでなく、その家庭で育つ子どもの心身の成長と人格形成にも深刻な影響を与える児童虐待にも当たる行為です。

国においては、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)が平成 13 年 4 月に公布、平成 13 年 10 月に一部施行され、平成 14 年 4 月から全面施行されました。その後、平成 16 年 12 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号)が施行され、DV の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本方針の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定されました。さらに、平成 20 年 1 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成 19 年法律第 113 号)が施行され、市町村においても、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画の策定に努めることとされました。

本市においても、男女共同参画推進の中で、配偶者からの暴力の防止及び被害者への支援を総合的・計画的に推進するため、この計画に基づき総合的かつ計画的に DV 対策の充実、強化を図ります。

## (2) 計画の性格と位置付け

- ① 本計画は、DV 防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- ② 本計画は、DV 対策の基本方向と施策の方向を示すものです。
- ③ 本計画は、DV 防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」の内容を勘案したものです。
- ④ 市民には、この計画の推進についての理解と協力を期待するものです。  
※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」については、資料参照

## (3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。  
ただし、社会経済状況の変化等を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。



## 2. 計画策定の基本的考え方

---

### (1) 基本理念

- ① DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解し、容認しない社会の実現に向けて被害者の人権を尊重した適切な対応や支援を推進します。
- ② DV が行われている家庭に対し被害者支援を行います。
- ③ DV に対する正しい理解を広め、総合的かつ効果的に施策を行います。
- ④ 被害者支援の施策の推進にあたっては、関係部局を始め、関係機関及び民間団体等と相互連携・協働して取り組みます。

### (2) 計画の体系

《基本目標1》啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

《基本目標2》DV 被害の通報及び被害者の相談体制づくり

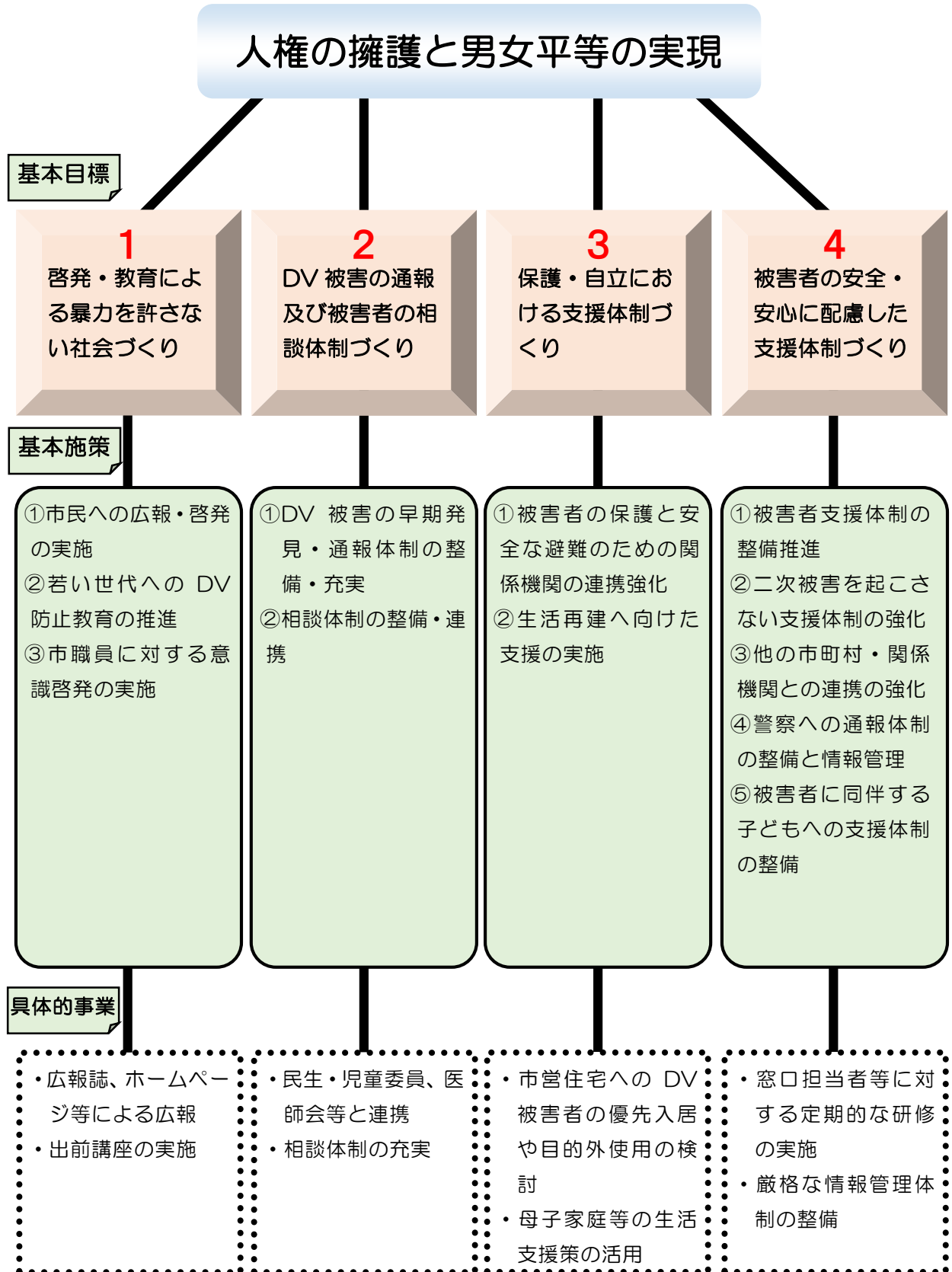
《基本目標3》保護・自立における支援体制づくり

《基本目標4》被害者の安全・安心に配慮した支援体制づくり





(3) 体系図



### 3. 具体的取り組み

#### 《基本目標1》啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

##### <現状と課題>

市民意識調査によると、DV防止法について「聞いたことはあるが内容は知らない」と答えた人の割合は53.8%で、「知らない」と答えた人の割合は12.8%です。「知らない」と答えた人の割合は、女性の方が男性よりも多くなっています。

また、男女別に見ると、言葉の認知度は男性の方が高く、内容の理解度は女性の方が若干高くなっています。

DVを防止するためには、市民がDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを十分に認識し、自らが加害者や被害者にならないように努めることが重要です。そのため、様々な機会や手段を活用して市民への啓発を継続していく必要があります。

また、DV防止のためには早期の啓発・教育が欠かせません。いわゆるデートDVのように、恋人同士など若者の間でもDVが起こることは様々な調査結果において指摘されています。若い世代がDVについての認識を深めることは、将来的に加害者や被害者の発生防止にもつながり、DV防止教育を推進することが重要です。

神崎市では、人権が尊重され、基本的人権として侵しえないものであるという考え方、DVに対する正しい理解と認識を図るため、広く市民に対して普及啓発を実施します。個人の尊重を傷つける暴力は許さないという意識啓発活動を積極的に行います。

これらの問題を解決するため、「基本目標1」では次の3つの基本施策を掲げました。

##### 基本施策

- ① 市民への広報・啓発の実施
- ② 若い世代へのDV防止教育の推進
- ③ 市職員に対する意識啓発の実施

【基本施策① 市民への広報・啓発の実施】

具体的施策	所管課
<p>(1)市の広報紙による相談機関の掲載・広報活動</p> <p>広報紙、ホームページ等を活用し、配偶者暴力相談支援センターなどDV相談機関を掲載します。また、DV相談窓口を記載したカード等を市内公共施設や病院に設置します。</p>	<p>福祉課 市長公室</p>

【基本施策② DV防止教育の推進】

具体的施策	所管課
<p>(1)若い世代に対するDV防止教育の推進</p> <p>若い世代の被害者や加害者の発生を防止するため、DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるためDV防止教育・啓発を実施します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(2)社会教育の場でDV防止教育の推進</p> <p>DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため、社会教育の場でDV防止教育・啓発を実施します。</p>	<p>社会教育課</p>

【基本施策③ 市職員に対する意識啓発の実施】

具体的施策	所管課
<p>(1)市職員に対する意識啓発の実施</p> <p>DV被害者に二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）を与えることなく適切な支援が行われるよう、市職員を対象としたDV専門知識取得研修会を実施し、相談窓口との連携体制の整備を図ります。</p>	<p>総務課 福祉課</p>

## 《基本目標2》DV被害の通報及び被害者の相談体制づくり

### <現状と課題>

市民意識調査によると、女性にみるDVの経験で、配偶者や恋人からの「身体的暴力」経験者は7.3%、「性的暴力」経験者は7%前後となっています。一方、男性にみるDVの経験で、加害経験を持っている人は女性よりも多くなっています。「相談した」経験のある人の割合は全体で25.7%であり、男性の相談経験率は6.1%と極めて低く、相談した人のうち、「友人・知人に相談した」が最も多く61.5%、次いで「家族や親戚に相談した」が57.7%となっていますが、警察や人権擁護委員など、公的機関への相談はいずれも10%以下の割合で低くなっています。

DVは家庭内で起こるため被害が潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、発見が遅れる要因となっています。一方、被害者は孤立している場合が多く、また自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識が乏しいために相談に至らない場合があります。DV被害が深刻化しないためには早期の発見と対応が重要であります。

DV防止法では、被害者を発見した者は、その旨を県支援センターや警察官に通報するよう努めなければならないとされています。広く市民がDVに対する理解を深め、被害者を発見した場合には、直ちに通報できるよう周知を図っていくことが重要であります。

これらの問題を解決するため、「基本目標2」では次の2つの基本政策を掲げました。

### 基本施策

- ① DV被害の早期発見・通報体制の整備・充実
- ② 相談体制の整備・連携

【基本施策① DV被害の早期発見・通報体制の整備・充実】

具体的施策	所管課
<p><b>(1)DV被害の通報体制の整備</b></p> <p>DV被害を発見しやすい立場にある介護支援員、民生児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。</p>	<p>福祉課 学校教育課 健康増進課</p>
<p><b>(2)広報誌、ホームページ等による広報活動</b></p> <p>市民による通報や被害者に対し相談窓口などの情報提供をしていただくことが重要であるため、市の様々な広報媒体を活用し幅広く周知を図ります。</p>	<p>市長公室 福祉課</p>

【基本施策② 相談体制の整備・連携】

具体的施策	所管課
<p><b>(1)被害者の相談体制の充実</b></p> <p>被害者やその被害に気づいた第三者が、いつでも安心して相談できるよう、関係機関との連携や柔軟かつ継続した支援等、相談体制の充実に努めます。</p>	<p>福祉課 学校教育課 健康増進課</p>
<p><b>(2)多様な被害者への配慮</b></p> <p>被害者が、高齢者、障がいのある人、外国人、男性等であることにより支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。</p>	<p>福祉課 高齢障がい課</p>
<p><b>(3)相談員の資質の向上</b></p> <p>被害者からの相談にあたっては、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる職員研修を行い、相談員の資質の向上に努めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p><b>(4)配偶者暴力相談支援センターの設置</b></p> <p>被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる職員研修を行います。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより情報の共有化や二次被害の防止に努めます。</p>	<p>福祉課 学校教育課 健康増進課</p>

## 《基本目標3》保護・自立における支援体制づくり

### <現状と課題>

DV 被害からの回復や生活再建には長い時間がかかるため、DV 被害の早期発見から被害者の自立まで、相互にきめ細かな連携により、被害者への支援が分断されることのないよう、また被害者の意思と選択が尊重されるような一貫し継続した支援を行う必要があります。

被害者が自立して生活しようとする際は、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等があり、課題解決に関わる関係機関等は多岐にわたります。被害者を物心両面から支え、継続した支援ができるよう関係機関との連携を進める必要があります。

このため、相談の段階から被害者が新たな生活を始めた後も、見守りや関わりなど関係機関との連携による継続的な支援が求められます。

これらの問題を解決するため、「基本目標3」では次の2つの基本施策を掲げました。

### 基本施策

- ① 被害者の保護と安全な避難のための関係機関の連携強化
- ② 生活再建へ向けた支援の実施



**【基本施策① 被害者の保護と安全な避難のための関係機関の連携強化】**

具体的施策	所管課
<p><b>(1) 県の配偶者暴力相談支援センター等との連携</b>                      被害者の緊急保護が必要なときは、一時保護が行われるまでの間、かくまうための適当な避難場所の確保に努めます。また、被害者の緊急保護などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれが高い場合には、警察と連携して対応するなどの体制の整備を推進します。</p>	福祉課
<p><b>(2) 一時的な避難場所の確保</b>                      被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関との連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護所までの同行支援ができるよう体制の整備に努めます。保護された被害者が、医療機関で受診する場合には、加害者に発見されないよう診察時間や待合場所などに配慮するよう医療機関に働きかけます。また、自ら医療機関を受診した被害者に、配偶者暴力相談支援センター等の情報を伝え、必要により一時保護など、円滑な支援を行うよう医療機関等への協力を求めます。</p>	福祉課

**【基本施策② 生活再建へ向けた支援の実施】**

具体的施策	所管課
<p><b>(1) 生活再建へ向けた支援の実施</b>                      生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度など被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。また、市営住宅へのDV被害者の優先入居の検討を進めていきます。</p>	福祉課 建設課

## 《基本目標4》被害者の安全・安心に配慮した支援体制づくり

### <現状と課題>

県が設置している配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談内容の最近の現況としては、妻に対する精神的虐待が増えており、一方で、命に危険があるほどの暴力事例が減っているわけではありません。また、子どもも危険にさらされている事例が多くなっています。そのため、DVによって避難した妻子を探して加害者が行政窓口、学校に訪れる事例も発生してきています。

被害者の安全と安心の確保は、被害者支援の要です。被害者の支援は、幅広い分野にわたるため、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

そのためには、関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、情報交換から具体的事案に即した協議に至るまで、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

また、被害者からの相談の中で様々な関係機関における二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）の訴えがあり、二次被害を起こさない対応体制の整備が求められています。

これらの問題を解決するため、「基本目標4」では次の5つの基本施策を掲げました。

### 基本施策

- ① 被害者支援体制の整備推進
- ② 二次被害を起こさない支援体制の強化
- ③ 他の市町村・関係機関との連携の強化
- ④ 警察への通報体制の整備と情報管理
- ⑤ 被害者に同伴する子どもへの支援体制の整備

【基本施策① 被害者支援体制の整備推進】

具体的施策	所管課
<p><b>(1)「ワンストップサービス方式」の導入</b></p> <p>被害者の負担の軽減及び二次被害の防止を図るため、被害者が1箇所で必要な申請手続き等を行うことができる「ワンストップサービス方式」の導入を推進します。</p>	福祉課
<p><b>(2)住民基本台帳の閲覧制限</b></p> <p>DV加害者の追及を抑止するため、被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧の制限を行います。</p>	福祉課 市民課
<p><b>(3)継続的な支援体制の整備</b></p> <p>被害者の状況に応じて、保育園や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種制度を十分に活用するよう自立に向けた継続的な支援体制の整備を推進します。</p>	福祉課
<p><b>(4)自立のための心とからだのケアの充実</b></p> <p>心のケアが必要な被害者に対しては、医療機関や精神科医、カウンセラー等との連携に努め、継続した相談、市、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。</p>	福祉課 健康増進課



【基本施策② 二次被害を起こさない支援体制の強化】

具体的施策	所管課
<p><b>(1)苦情処理の対応</b></p> <p>被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申出人に対し、説明を行います。</p>	福祉課
<p><b>(2)市職員に対する定期的な研修の実施</b></p> <p>市内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止するため、市職員に対する定期的な研修を行います。</p>	福祉課 総務課
<p><b>(3)「佐賀県DV被害者対応マニュアル」「県内共通相談シート」等の活用</b></p> <p>市内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止するため「佐賀県DV被害者対応マニュアル」を活用するとともに被害者の負担を軽減するため「県内共通相談シート」等の活用を推進します。</p>	福祉課

【基本施策③ 他の市町村・関係機関との連携の強化】

具体的施策	所管課
<p><b>(1)転出先の市町村との連携</b></p> <p>被害者が他の市町村への転出を希望した場合には、被害者の転出が円滑に行えるよう、転出先の市町村との連携に努めます。</p>	福祉課 市民課
<p><b>(2)学校、保育園など関係者への研修</b></p> <p>子どもを通してDVを発見した場合の連絡・通報体制の整備を図ります。子どもの保護命令が発せられた場合に適切な対応ができるよう、関係者への研修等を通して連携の強化を図ります。</p>	学校教育課 福祉課
<p><b>(3)医師会及び医療機関通報体制の整備</b></p> <p>医師会及び医療機関に対し、被害者を発見した場合の通報体制の整備について、協力を求めています。</p>	健康増進課

## 【基本施策④ 警察への通報体制の整備と情報管理】

具体的施策	所管課
<b>(1)警察への通報体制の整備と情報管理</b> 加害者が被害者を探して、市を訪れた場合に備えて、警察に迅速に通報できるよう体制の整備を図ります。また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。	福祉課 学校教育課 健康増進課

## 【基本施策⑤ 被害者に同伴する子どもへの支援体制の整備】

具体的施策	所管課
<b>(1)被害者に同伴する子どもへの支援体制の整備</b> 妊産婦や乳幼児への支援体制の整備妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、体制の整備を推進します。	健康増進課
<b>(2)子どもの就学・保育等の受入体制の整備</b> 転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備を推進します。また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を推進します。	学校教育課 福祉課
<b>(3)接近禁止命令への対応</b> 被害者が子どもへの接近禁止命令の発令を申し出た場合、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。	学校教育課 福祉課

## 神崎市男女共同参画基本計画の目標値

### 基本目標Ⅰ：人権尊重と男女共同参画の意識づくり

指 標	現状 (H26)	目標値 (H30)	担当課
学校教育における男女平等達成感	49.5%	60%	市長公室 学校教育課
社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等達成感	37.8%	45%	市長公室
男女共同参画社会を目指す法制度等の認知度（内容を知っている）	① 11.8%	① 15%	市長公室 福祉課
①男女共同参画社会基本法	② 39.9%	② 45%	
②男女雇用機会均等法	③ 4.6%	③ 20%	
③神崎市男女共同参画社会基本計画・DV被害者支援計画			

### 基本目標Ⅱ：仕事と家庭における男女共同参画の推進

指 標	現状 (H26)	目標値 (H30)	担当課
家庭生活における男女平等達成感	32.2%	40%	関係各課
職場における男女平等達成感	26.6%	35%	市長公室

### 基本目標Ⅲ：男女のパートナーシップにより進めるまちづくり

指 標	現状 (H26)	目標値 (H30)	担当課
地域活動・社会活動の場での男女平等達成感	32.7%	40%	市長公室 社会教育課
市の各種審議会等の女性委員の割合	20%	40%	市長公室
女性消防団員数	22人	30人	防災危機管理課



## 【資料】

### 1. 策定の経緯

期 日	内 容	
平成26年8月8日	第1回神崎市男女共同参画審議会	・第2次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画策定スケジュール ・男女共同参画社会に関する市民アンケートについて審議
平成26年8月11日～ 平成26年8月29日	市民意識調査の実施	神崎市在住の20歳以上の男女2,000人を対象
平成27年2月9日	第2回神崎市男女共同参画審議会	・市民意識調査結果報告 ・第2次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画（案）について審議
平成27年2月23日～ 平成27年3月9日	パブリックコメントの実施	
平成27年3月24日	第3回神崎市男女共同参画審議会	・パブリックコメント結果 ・第2次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画（案）について
平成27年3月26日	提言	

## 2. 審議会委員名簿（任期：平成26年～）

	氏名	所属等	備考
1	高柳陽子	神崎市男女共同参画推進 ネットワーク会長	会長
2	真島久光	神崎市区長会会長	副会長
3	宮崎はつよ	神崎市地域婦人会会長	
4	原口ひさよ	神崎市商工会女性部副部長	
5	黒田郁子	J Aさが神崎郡女性部副部長	
6	竹原央敬	神崎市PTA連絡協議会会長	
7	田中達	神崎小学校校長	
8	久保和彦	脊振中学校校長	
9	藤瀬英正	神崎市民生委員児童委員 協議会会長	
10	廣瀧喬子	神崎市男女共同参画推進 ネットワーク副会長	
11	佐藤悦子	神崎市男女共同参画推進 ネットワーク副会長	
12	山邊節子	神崎市男女共同参画推進 ネットワーク事務局長	
13	平田英次	神崎地区人権擁護委員	
14	野中節子	千代田地区人権擁護委員	
15	花田かつえ	脊振地区人権擁護委員	

【アドバイザー】 西九州大学 子ども学部

香川 せつ子 教授

### 3. 用語解説

#### ●男女共同参画社会基本法

「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で、平成 11 年（1999 年）6 月 23 日に公布・施行された。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

#### ●男女共同参画社会

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

#### ●セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのことで、セクハラと略され、性暴力の一つである。相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。また、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすることをいう。

#### ●固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性、という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例であり、こうした考え方を固定的な性別役割分担意識と言う。

#### ●パワー・ハラスメント

一般的には組織において、上司が「職務権限を使って職務とは関係ない事項について、あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、有形無形に部下に圧力を繰り返し、精神的苦痛を与えること」と考えられている。

#### ●育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で平成 4 年 4 月 1 日に施行された。子どもの養育や家族の介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援することによって、その雇用の継続や福祉を増進するとともに、

経済及び社会の発展に資することを目的としている。

●男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のこと。昭和 60 年（1985 年）に制定されたが、その後改正され、平成 11 年（1999 年）4 月 1 日に改正男女雇用機会均等法が施行された。男女差別の禁止がよりはっきり打ち出され、事業主に改善を求める制度が強化された一方、深夜業の原則解禁、女性のみ募集の禁止などが盛り込まれた。

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスをとりながら展開できる状態のことをいう。

●家族経営協定

家族経営内において、経営主と配偶者、後継者、その他家族員が自由な意志に基づいて経営のやり方や所得の配分、委譲計画や生活上の諸事項等について取り決めを行うこと。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）

日本語に直訳すると「家庭内・家族内の暴力」ですが、一般的には DV は「夫やパートナーが、妻や恋人に対してふるう暴力」として説明されている。

●DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV 防止法、配偶者暴力防止法）で平成 14（2002）年 4 月 1 日から全面施行された。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っている。

## 4. 相談機関

### ○配偶者暴力相談支援センター

- ・佐賀県婦人相談所

TEL0952-26-1212 ※土・日・祝・年末年始を除く  
月～金／8：30～17：15

相談内容：女性の様々な悩み

◎緊急保護依頼は 24 時間対応可能

- ・アバンセ女性総合相談…TEL0952-26-0018

火～土／9：00～21：00 日・祝日／9：00～16：30

相談内容：女性の様々な悩み

◆法律相談 第1土、第3木 13：00～16：00（予約制）

◆こころの相談 第2土 14：00～16：00（予約制）

### ○警察

緊急時は 110 番 または最寄りの警察（神埼警察署 TEL0952-52-2114）

警察相談室（警察総合相談窓口）24 時間対応

#9110 または TEL0952-26-9110

### ○法務局

女性の人権ホットライン TEL0570-070-810

子どもの人権 110 番 TEL0120-007-110

### ○特定非営利法人 被害者ネットワーク佐賀 VOISS（ボイス）

TEL0952-41-2535

月～金／10：00～17：00 水のみ／13：00～17：00

### ○市の相談窓口

神崎市福祉事務所（神崎市役所 福祉課内）TEL0952-37-0110

神崎市役所 市長公室 TEL0952-37-0088

### ○その他

佐賀県保健福祉事務所 TEL0952-30-2183

佐賀県弁護士会（弁護士クイック相談）TEL0952-24-3411

土／13：00～15：30（10分～15分程度）

佐賀県母子福祉センター TEL0952-24-0064

法テラス佐賀 TEL050-3383-5510

佐賀労働基準監督署 TEL0952-32-7133

月～金／9：00～17：00

## 5. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)  
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって



社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱  
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理

大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

### 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

#### 第五章の二 補則（第二十八條の二）

### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとす

る。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡

婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられる

ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、

同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項

の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ

る。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規



定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法 の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を

深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を行い、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴

力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体

に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。